

瀬戸市都市景観審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 2 年 9 月 3 0 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 3 8 号

瀬戸市都市景観審議会規則の一部を改正する規則

瀬戸市都市景観審議会（平成 6 年瀬戸市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市景観審議会規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>瀬戸市景観条例（平成 2 2 年瀬戸市条例第 3 4 号。以下「条例」という。）</u></p> <p>第 2 1 条第 4 項の規定に基づき、<u>瀬戸市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（組織等）</p> <p>第 2 条 審議会は、<u>委員 1 4 人以上 2 0 人以内をもって組織する。ただし、条例第 2 1 条第 3 項の規定により臨時委員を置いたときは、委員の人数に当該臨時委員の人数を加算した人数をもって組織する。</u></p> <p>2 <u>市長は、条例第 2 1 条第 3 項の規定により臨時委員を委嘱するときは、調査審議する事項を明示して委嘱するものとする。</u></p> <p>（会議）</p> <p>第 5 条 <省略></p> <p>2 <省略></p>	<p style="text-align: center;"><u>瀬戸市都市景観審議会規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>瀬戸市都市景観条例（平成 5 年瀬戸市条例第 3 3 号）第 2 8 条第 5 項の規定に基づき、瀬戸市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（組織）</p> <p>第 2 条 審議会は、<u>委員 1 5 人をもって組織する。</u></p> <p>2 <u>審議会は、特別の事項を調査審議するため臨時委員を置いたときは、委員 1 5 人に当該臨時委員の人数を加算した人数をもって組織する。</u></p> <p>（会議）</p> <p>第 5 条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 <u>特別の事項を審議する会議は、委員及び臨時</u></p>

<p>3 <省略></p>	<p><u>委員のそれぞれ半数以上が出席しなければ開く ことができない。</u></p>
<p>4 <u>臨時委員は、委嘱の際明示された調査審議する事項に関する会議に限り出席することができる。</u></p>	<p>4 <省略></p>
<p>5 <u>第2項の規定にかかわらず、前項の会議は、委員及び臨時委員のそれぞれ半数以上が出席しなければ開くことができない。</u></p>	
<p>6 <u>第4項の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>	<p>5 <u>特別の事項を審議する会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。